

2022年9月9日

スター保険会社

スター・インデムニティ・アント・ライビリティ・カンパニー

新型コロナウイルス感染症の「みなし入院」の特別取扱の変更

および、ご請求手続きの簡素化対応の一部変更について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

スター保険会社（日本における代表者：中澤 良平、以下「当社」）は、2020年4月から、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合は、約款上の「入院」として取り扱い、入院給付金等のお支払対象とする特別取扱い（以下「みなし入院」）を実施しています。今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲について、全国一律に重症化リスクの高い方に限定する旨が公表されたこと等を踏まえ、2022年9月26日以降の「みなし入院」による入院給付金等のお支払対象について以下のとおりとします。

【1】「みなし入院」による入院保険金のお支払い対象となる方の変更について

2022年9月26日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、重症化リスクの高い方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ④ 妊娠中の方

※ 契約始期日に関わらず同様の取扱いとなります。

※ 9月25日（日）以前に診断された方については、上記の対象の方に限らずお支払いの対象となります。

<今般の見直しの背景等>

当社では入院保険金について、保険約款において「医師による治療が必要な場合において、自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する」場合にお支払いする旨定めています。

2020年4月当時、新型コロナウイルス感染症に罹患された方について、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、病床のひっ迫等の事情により入院することができない状況が発生した結果、医師等の管理下で宿泊施設や自宅での療養が行われることになりました。

当社では、新型コロナウイルス感染症の診断を受けられたお客様が、病院または診療所への入院が必要な状態にもかかわらず、医療機関の事情などにより、ホテル等の臨時施設または自宅にて医師等の管理下で療養を行った場合については、約款上の「入院」の定義には該当しないものの「入院」と同等に取り扱う「みなし入院」を実施してまいりました。

今般、政府より、2022年9月26日（月）以降、新型コロナ感染症ウイルスに係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定されることが公表されました。

こうした状況変化も踏まえ、発生届の対象とならない方を、新型コロナウイルス感染症に罹患したことのみをもって「常に医師の管理下において治療に専念」し「入院が必要な状態」と判断できないことから、2022年9月26日（月）以降の「みなし入院」による入院保険金等のお支払い対象を上記のとおり見直すことにしました。

なお、医療機関や保健所等のさらなる負担軽減のために、2022年9月2日（金）より、保険金のご請求にあたり療養証明書の発行を必要としない取り扱いを実施しておりますが、療養期間の支払日数につきまして変更がございますので以下の通りご案内いたします。

【2】「みなし入院」の手続き簡素化における上限日数の変更について

変更日	2022年9月7日（水）	診断日が同日以降の「みなし入院」に適用
変更内容	有症状の場合	10日以内→ <u>7日以内</u>
	無症状の場合	7日以内→ <u>5日以内</u>

上記日数を上限として自己申告に基づきお支払い致します。

上記の上限日数をこえる期間でのご請求手続きには療養期間を確認できる書類でご提出いただく必要がございます。

一刻も早くこの事態が終息し、皆様が安心して過ごせる日々が戻ってくることを心から願っております。何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

今後、法令の改正等がなされた場合には、必要に応じてさらなる対応を行う可能性があります。詳細は当社ホームページに最新の情報も掲載いたしますので随時ご確認ください。